

義務付け・枠付けの見直し主要論点整理表

<厚生労働省関係>

目次

○見直し困難又は更なる検討が必要との回答があったもの（地方要望 32 条項のうち 6 条項〔2 項目〕）	
・水道事業に係る厚生労働大臣の認可の見直し（水道法）	1
・法定給付以外の給付を行おうとする場合等の都道府県知事協議の廃止（高齢者の医療の確保に関する法律）	2
○勧告内容と異なる見直しを行うとの回答があったもの（地方要望 32 条項のうち 21 条項〔7 項目〕）	
・認定こども園の参酌すべき基準等の見直し（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	3
・保育所の設備・運営基準の条例への委任（児童福祉法）	5
・特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の設備・運営基準の条例への委任（老人福祉法、介護保険法）	9
・介護保険のサービス事業者等の設備・運営基準の条例への委任（介護保険法）	10
・障害福祉サービス事業者等の設備・運営基準の条例への委任（障害者自立支援法）	11
・医療計画の内容の見直し 全国一律の算式による基準病床数の算定の廃止（医療法）	12
・林業労働力の確保の促進に関する基本計画の厚労大臣・農水大臣協議の見直し（林業労働力の確保の促進に関する法律）	13

※資料中「府省回答の内容」及び「所管府省の考え方」は、所管府省からの回答を踏まえ、内閣府の判断で記載したものを。

**水道事業に係る厚生労働大臣の認可の見直し
(水道法第6条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第26条、第30条第1項)**

厚生労働省

現状	水道事業の経営にあたって、 <u>厚生労働大臣の認可</u> 等が必要(市町村)	
勧告の内容	水道事業に係る厚労大臣の認可については、 <u>事前報告・届出・通知</u> とする。	
地方の要望	水道事業における認可等を廃止し、市の責任において実施できるようにする。	
府省回答の内容	当該規定は <u>存置することが適当</u>	
論点	所管府省の考え方	コメント
	①水道による飲料水の供給は、国民の生命・健康の維持に直結するため、見直しは適当ではない。 ②事業計画の軽微な変更は事前届出とされており、勧告の主旨を踏まえ、水道事業者の更なる負担軽減に向けた措置として、軽微な変更の要件拡大について検討する。	・水道事業は <u>地方自治体の事業として定着</u> しており、利用者の健康・安全の確保は事業者である地方自治体が対処すべき課題 ・事前届出該当の要件を拡大しても関与は残る。 ・ <u>過剰な関与による行政の非効率を生んでいる</u> 。自らの責任において実施できるようにすべき。
	③水道事業の経営は、いわゆる公企業の特許に相当するもの。このような水道事業経営の特権が設定されるためには、認可によりその権利を付与されることが不可欠。	・水道事業は原則として市町村が経営するものであり、国の監督は補完的であるというのが基本的なルールであるべき。

**法定給付以外の給付を行おうとする場合等の都道府県知事協議の廃止
(高齢者の医療の確保に関する法律第 133 条第 2 項)**

厚生労働省

現状	後期高齢者医療広域連合は、 <u>法定給付以外の給付を行おうとする場合及び保険料率を設定する場合等</u> においては、あらかじめ、 <u>都道府県知事に協議</u> しなければならない。	
勧告の内容	都道府県知事への <u>協議は廃止すべき。</u>	
地方の要望	後期高齢者医療広域連合が法定給付以外の給付を行おうとする場合等においては、都道府県知事への協議が義務付けられているが、協議の必要性が不明であり、裁量も限定的であるため、協議は廃止すべき。	
府省回答の内容	本規定を廃止することについては、 <u>慎重に検討する必要がある。</u>	
論点	所管府省の考え方	コメント
	<p>①後期高齢者医療制度については、広域連合に対する都道府県の関与強化の必要性が指摘されているところ。</p> <p>②広域連合の財政運営に大きな影響を及ぼす事項であり、事前に都道府県に助言等の機会が必要</p> <p>③後期高齢者医療制度は廃止することとされており、廃止後の制度のあり方については、今後、大臣の下に検討会議を設置し議論を進めることとしており、こうした議論の中で検討していくべき。</p>	<p>・<u>地方からは「協議の必要性が不明」との意見。</u></p> <p>・同法第 133 条第 1 項で、都道府県は後期高齢者医療広域連合の運営が健全に行われるよう必要な助言等を行うこととされており、この規定に基づき都道府県として関与すれば、協議まで求める必要はないのではないか。</p>

認定こども園の参酌すべき基準等の見直し

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項・第2項)

勧告と異なる見直し

文部科学省
厚生労働省

現状	認定こども園の入所者に関する基準は国が法令で定め、施設及び運営の基準は、都道府県が、国の定める基準を参酌して条例で定めることとなっている。	
勧告の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者に関する基準を都道府県の条例で定める（法律で条例に委任）。 ・国は以下の基準を定めることを許容 <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園の認定を受けた保育所が受け入れられる子どもの数の考え方・・・「参酌すべき基準」 ○入所者に関する上記以外の基準・・・「従うべき基準」 ・国の定める「参酌すべき基準」の内容が詳細に過ぎるので、弾力化、大綱化すべき。 	
地方の要望	「認定こども園」の施設や職員配置の基準等は、幼稚園・保育所の基準を適用するのではなく、幼保一元化を図るための統一した標準的の制度とし、基準を最低基準ではなく標準的なものとして法令の規定の枠組化を図る。	
府省回答の内容	<p>(条例委任について) ○文部科学省 … 今後検討 ○厚生労働省 … 条例に委任した上で入所者に関する基準は「従うべき基準」とする。</p> <p>(参酌基準について) 両省ともに弾力化・大綱化については具体的な見直しについて回答なし。</p>	
論点	所管府省の考え方	コメント
	<p>(条例委任について)</p> <p>・入所者に関する基準は「従うべき基準」とする(厚労省)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(厚労省): 受け入れられる子どもの数は「参酌すべき基準」とすべき。 ・(文科省): 入所者に関する基準を条例委任した上で、受け入れられる子どもの数は「参酌すべき基準」とすべき。 (入所者に関する上記以外の基準は「従うべき基準」)
	<p>(参酌基準について)</p> <p>・認定こども園の「参酌すべき基準」は、幼稚園及び保育所の基準を基本としつつも、認定こども園への転換が困難とならないよう、一定の弾力的な取扱いを可能としている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(両省ともに): 「参酌基準」という、地方の判断に委ねる制度なのだから、地方が自由に発想できるよう、内容の大綱化等を図るべき。 ・文部科学省と厚生労働省の間でよく調整し、勧告どおり見直しをお願いしたい。

認定こども園の参酌基準の例について

※ 給食の外部搬入については、次のような詳細な「参酌すべき基準」が規定されている。

→ 給食を実施している幼稚園が認定こども園に参加する場合には、新たな基準。そもそも「参酌すべき基準」であり、大綱化すべき。

(文部科学省・厚生労働省告示) (抄)

七 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次の1から5までに掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 1 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 4 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

保育所の設備・運営基準の条例への委任（児童福祉法第45条第2項）

厚生労働省

現状	保育所の保育室等の面積等については、国が基準を設定 (例)保育所 保育室 幼児1人につき1.98㎡以上	
勧告の内容	・保育所等の児童福祉施設の設備・運営等の基準を、 <u>都道府県の条例で定める</u> (法律で条例に委任)。 ・国は以下の基準を定めることを許容。 ○保育士資格…「従うべき基準」 ○保育士等の配置数…「標準」 ○面積基準等…「参酌すべき基準」	
地方の要望	地域の実情に応じて実施できるよう、保育所や児童館の設備等の基準設定は、市町村に移譲すべき。	
府省回答の内容	利用者の処遇・安全・生活環境に直結する以下の基準は、 <u>条例に委任した上で、「従うべき基準」とする。</u> ・人員配置基準(保育士の数) ・居室面積基準(保育室) ・人権に直結する運営基準等(調理室の設置)	
論点	所管府省の考え方	コメント
	・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないものについてのみ、全国一律の最低基準を維持すべきと考える。 ・東京等に限り、 <u>待機児童解消までの一時的措置として、「居室面積基準」のみ「標準」を認める。</u>	・ <u>今回の改革の本旨は、待機児童解消ではなく、地域主権のための改革</u> ・ <u>一時的措置では地域主権改革とは言えない。</u> ・ <u>東京等に委ねられるなら、全国の自治体に委ねることも可能はず。</u> ・ <u>勧告の内容に沿って、人員配置基準のうち職員の数「標準」とし、居室面積基準及び人権に直結する運営基準等は「参酌すべき基準」とすべき。</u>

保育所、老人福祉施設等の施設の最低基準について

○ 地方の裁量に委ねる項目数は9割としているが、重要なもののほとんどは、自治体の裁量のない「従うべき基準」ではないか。

これでは、地方を信用していないということになる。

○ 地域主権改革は、「規制緩和」ではない。地方に基準の設定を任せるもの。自治体の施策競争の中で、基準を引き上げる自治体も出てくる。あるいは、基準の中でも濃淡を付けて見直すところも出てくるだろう。不安が生じれば、地方の選挙で信を問えばよい。それが地域主権ではないか。

(現状) 保育所等の施設の最低基準は、国が規定

(見直し) 最低基準は条例に委任する。しかし……

「従うべき基準」
(自治体の裁量なし)

地方が要望する重要なものの多くは含まれる

「参酌すべき基準」
(自治体の判断が優先)

人員配置基準

○ 乳児3人につき1人……等

居室面積基準

○ 保育室・遊戯室1.98㎡/1人……等

人権に直結する運営基準等

○ 調理室が必置……等

その他の基準

○ 屋外遊戯場3.3㎡/1人、廊下幅……等

項目数は9割?だが……

○ 例えば、調理室は、何故、人権に直結すると言えるのか。調理室を持たずに、外部から搬入すると、人権問題になるとは考えられない。既に、特区で外部給食搬入も認められている。地域の工夫を生かすことを、一般的に認めても何の問題もないのではないか。

保育所の最低基準について

- 地域主権改革は、地方のことは地方で決める改革。待機児童解消のための改革ではない。

待機児童が解消されれば、「居室面積基準」が「従うべき基準」(自治体の裁量の余地なし)に戻るのでは、地域主権改革に逆行する。

厚生労働省回答…保育所に関する特例

- 保育所について、待機児童解消までの一時的措置として、東京都等に限り、「居室面積基準」を「標準」(合理的理由あれば、自治体が異なる基準を設定可能)とする。

- そもそも、東京等に限って、自治体が国と異なる基準を設定してもよいという趣旨は、待機児童解消という合理的な理由があると考えておられるのだろう。それであれば、(自治体を限定するのではなく)自治体が理由があると考えれば、すべからく国と異なる基準を設定してもよいと考えるべきではないか。
- 「標準」設定を認める自治体の範囲をどのように考えているのか。勸告は、許認可権を有する自治体(都道府県、政令市、中核市)に条例委任することとなっているが、例えば、一つの県の中で、都市部で待機児童があるが、田舎ではそのような事態が生じていないときは、どう判断するのか。この仕組みは無理があるのではないか。

義務付け・枠付けの見直しを行う前提として是正措置の創設を求めているケースについて（メモ）

□厚生労働省

- 保育所等の最低基準を条例に委任するに当たって、
 - ・ 自治体が条例を制定しない場合
 - ・ 国の定める「従うべき基準」に沿った条例でない場合

↓

“総務大臣を通じた是正要求の仕組みを創設すべき”

□国土交通省

- 下水道の事業計画の大臣認可を事後報告とするが、事業計画が不適切であった場合の、事後的な是正の規定が必要
- 重要港湾等を除く地方港湾の港湾区域の設定・変更について、大臣・知事認可を事後報告とするが、事後的な是正手段を確保する。
- 市の都市計画の一部について、知事への同意協議を協議とするが、都市計画の内容が不適切な場合には是正を求める仕組みが必要

○ 現在でも、地方自治法において、各大臣（厚労大臣や国交大臣を含む）は、自治事務が、

- ・ 法令の規定に違反している
- ・ 著しく適性を欠き、かつ、明らかに公益を害している

場合に限って、違反の是正又は改善のための必要な措置を要求できる

○ 上記以外の場合に、是正を求める制度をつくることは、自治事務に対する国の過度な介入となる恐れがあり、地域主権改革の方向性に反すると考えられる（自治体の反発も予想）

○ なお、条例の制定に対しては、是正の要求はできないが、条例に基づく事務に対して是正の要求をすることで、実質的な解決は可能である。

○ 各省で新たな制度をつくらなくても、地方自治法の規定で対応は可能である。

**特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の設備・運営基準の条例への委任
（老人福祉法第17条第2項、介護保険法第88条第1項・第2項）**

勧告と異なる見直し

厚生労働省

<p align="center">現状</p>	<p>特別養護老人ホームの居室の面積、廊下の幅等の基準については、国が基準を設定 (例)居室面積・・・1人当たり10.65㎡以上 廊下幅・・・1.8m以上(中廊下は2.7m以上)等</p>	
<p align="center">勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの施設設備等の基準を、都道府県の条例で定める(法律で条例に委任)。 ・国は以下の基準を定めることを許容。 <ul style="list-style-type: none"> ○医師資格については、・・・「従うべき基準」 ○職員の配置数・・・「標準」 ○面積基準等・・・「参酌すべき基準」 	
<p align="center">地方の要望</p>	<p>老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき (例 耐火性能にかかる規制の緩和(木造2階建てで、居室を2階に設置する場合、現行は耐火建築物でなければならぬが、木造であれば耐火建築物にするのは事実上困難))</p>	
<p align="center">府省回答の内容</p>	<p>利用者の処遇・安全・生活環境に直結する以下の基準は、条例に委任した上で、「従うべき基準」とする。 ・人員配置基準(医師) ・居室面積基準(居室) ・人権に直結する運営基準等(身体拘束禁止)</p>	
<p align="center">論点</p>	<p align="center">所管府省の考え方</p>	<p align="center">コメント</p>
	<p>福祉・介護の質等に深刻な悪影響が生じかねないものについてのみ、全国一律の最低基準を維持すべきと考える。</p>	<p>勧告の内容に沿って、人員配置基準のうち職員の数は「標準」とし、居室面積基準及び人権に直結する運営基準等は「参酌すべき基準」とすべき。</p>

介護保険のサービス事業者等の設備・運営基準の条例への委任

(介護保険法第74条第1項・第2項、第78条の4第1項・第2項、第97条第2項・第3項、第110条第1項・第2項、第115条の4第1項・第2項、第113条の13第1項・第2項)

厚生労働省

現状	<p>介護保険のサービス事業者等の設備・運営等の基準については、国が基準を設定 (例)短期入所生活介護事業所の居室面積…1人当たり10.65㎡以上 廊下幅…1.8m以上 等</p>	
勧告の内容	<p>・介護保険のサービス事業者等の設備・運営等の基準を、都道府県の条例で定める(法律で条例に委任)。 ・国は以下の基準を定めることを許容。 ○医師資格については、…「従うべき基準」 ○職員の配置数…「標準」 ○面積基準等…「参酌すべき基準」</p>	
地方の要望	<p>介護保険のサービス事業者等の指定基準等について、地域が主体的に判断してサービスを提供することが必要であり、義務付け・枠付けは縮小すべき。</p>	
府省回答の内容	<p>利用者の処遇・安全・生活環境に直結する以下の基準は、条例に委任した上で、「従うべき基準」とする。 ・人員配置基準(医師) ・居室面積基準(居室) ・人権に直結する運営基準等(身体拘束禁止)</p>	
論点	所管府省の考え方	コメント
	<p>福祉・介護の質等に深刻な悪影響が生じかねないものについてのみ、全国一律の最低基準を維持すべきと考える。</p>	<p>勧告の内容に沿って、人員配置基準のうち職員の数は「標準」とし、居室面積基準及び人権に直結する運営基準等は「参酌すべき基準」とすべき。</p>

障害福祉サービス事業等の設備・運営基準の条例への委任（障害者自立支援法第 80 条第 2 項）

厚生労働省

<p>現状</p>	<p>障害福祉サービス事業等の居室の面積等の基準については、国が基準を設定 (例)居室面積 宿泊型自立訓練事業所 1人当たり 7.43㎡以上 福祉ホーム 9.9㎡以上 等 定員規模 生活介護事業所 20人以上(多機能型事業所を構成する場合には6人以上で可)</p>	
<p>勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業等の設備、運営等の基準を、都道府県の条例で定める(法律で条例に委任)。 ・国は以下の基準を定めることを許容。 <ul style="list-style-type: none"> ○医師資格については、…「従うべき基準」 ○職員の配置数…「標準」 ○面積基準等…「参酌すべき基準」 	
<p>地方の要望</p>	<p>「多機能型」事業所の場合、6人以上の利用者が必要だが、へき地等では2～3人の利用者しか確保できない場合もあるため、都道府県が認めた場合は6人以下でも指定できるよう基準を緩和すべき。 (※本年7月15日省令改正により、離島等の場合に限り1人に緩和)</p>	
<p>府省回答の内容</p>	<p>利用者の処遇・安全・生活環境に直結する以下の基準は、条例に委任した上で、「従うべき基準」とする。 ・人員配置基準(医師) ・居室面積基準(居室) ・人権に直結する運営基準等(身体拘束禁止)</p>	
<p>論点</p>	<p>所管府省の考え方</p>	<p>コメント</p>
	<p>・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないものについてのみ、全国一律の最低基準を維持すべきと考える。 ・省令改正し、離島等地域に限り基準を緩和しており、地方要望には対応した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告の内容に沿って、人員配置基準のうち職員の数は「標準」とし、居室面積基準及び人権に直結する運営基準等は「参酌すべき基準」とすべき。 ・勧告は国の基準の規制緩和を求めているのではない。基準を地方の条例にゆだねるための具体的な措置を示している。

**医療計画の内容の見直し 全国一律の算式による基準病床数の算定の廃止
(医療法第30条の4第2項)**

厚生労働省

<p>現状</p>	<p>・医療計画については、盛り込むべき詳細な内容が義務付けられている。 ・そのうち、<u>基準病床数の算定式は省令で規定</u>(地域医療の実情に応じフレキシブルに対応できない。)</p>	
<p>勧告の内容</p>	<p>・<u>医療計画の内容のうち、①救急医療・生活習慣病等の事業目標、② ①に関する医療連携体制、③医療機能の情報提供、④医療提供施設の整備目標について、義務付けを廃止又は例示化、大枠化すべき。</u> ・<u>基準病床数の算定については、都道府県が独自に加減算できるように見直すべき。</u></p>	
<p>地方の要望</p>	<p>全国一律の算定による設定は、都道府県が地域医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよう、廃止すべき。</p>	
<p>府省回答の内容</p>	<p>・<u>勧告のうち、①、②、③の内容の義務付けは存置することが必要</u>(④は勧告どおりの見直しを行う。) ・<u>基準病床数の算定は、各都道府県の計画策定時期にあわせ、平成23年度までに結論を得ることとしている。</u></p>	
<p>論点</p>	<p align="center">所管府省の考え方</p>	<p align="center">コメント</p>
	<p>・計画内容の義務付けを廃止すれば、がん対策、救急、小児医療等において地域の病院等の連携が図られず、中核的な病院に患者が集中し、勤務医等の過重な負担が改善されないおそれがある。 ・基準病床数を都道府県が独自に定めるとした場合、地域内の医療資源の偏在が進み、地域に必要な医療サービスが提供されず、国民の生命・身体の安全の確保に支障を生じるおそれがある。</p>	<p>・<u>都道府県は医療計画の策定主体であり、地域実情に応じた計画を定めることができるよう内容の義務付けは最小限とすべき。</u> ・基準病床数算定は、都道府県が独自に加減算できるように見直すべき。 ・都道府県が独自に定めた場合には国民の生命・身体の安全確保に支障を生じて、国が実施すれば保障できると主張する理由は何か具体的にあるのか。</p>

勸告と異なる見直し

**林業労働力の確保の促進に関する基本計画の厚労大臣・農水大臣協議の見直し
(林業労働力の確保の促進に関する法律第4条第3項)**

厚生労働省
農林水産省

現状	林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定・変更の際には国（厚労大臣・農水大臣）に協議が必要	
勸告の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国への協議は廃止</u> ・ ただし、計画の内容のうち、林業労働者の委託募集に係る事項に限って、<u>厚労大臣への事前報告等を許容</u>（通常、労働者の委託募集については厚労大臣への許可または届出が必要とされている） 	
地方の要望	都道府県は基本計画を策定・変更する際には国に協議しなければならないが、基本計画は国の基本方針に基づいて策定・変更しているものであり、協議までの関与は不要であり、協議を廃止すべき。	
府省回答の内容	<p>(厚労省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国への協議は廃止し、勸告どおり見直し。</u> <p>(農水省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国への協議は廃止するが、農水大臣に対しても情報把握のための事前報告等が必要。</u> 	
論点	所管府省の考え方	コメント
	農林水産省としては、情報把握のため事前報告・届出・通知は必要と考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勸告では、厚労大臣の許認可等の権限に係る事項（労働者の委託募集に関連する事項）に限って事前報告等を許容している。 ・ 計画の内容には、農水大臣の許認可等の権限に係る事項はなく、事前報告等の必要はないため、<u>農林水産省の回答は、許容されない新たな義務付けになるのではないか。</u>